



## 安全衛生

# あれこれ

18

増田労働衛生コンサルタント事務所  
所長 増田 稔久

今年1月に子供の痛ましい

死亡事故の報道が続きました。第一は、突然に降った大雪の除雪作業に際して、住宅を兼ねた会社の駐車場で、事業主の父親が使っていた手押し式の除雪機に息子さん（9歳）が巻き込まれました。父親がエンジンを掛けたまま数分間、目を離した隙に被災しました。

子供は好奇心の塊。作動する機械の近くに子供を立ち入らせてはいけないことは誰も分かっていますが、悲しい失敗が繰り返されています。

第二は、フォークリフトの事故、いや事件でした（スライド2）。父親の危険行為に納得できない思いで報道に接しました。フォークリフトの

フォークリフを中央に寄せて閉じ、子供二人（姉妹10歳と6歳）を乗せ、遊園地のコーヒーカップの様に回転させて遊ばさせていた際、誤って二人を振り落としました。妹が亡くなり、姉が怪我をしました。

在している動力運搬機械のことと、通常稼働中のフォークリフトに子供が関わることはあり得ません。

昨年8月号に「フォークリフトの3大危険な無謀作業」（スライド3）を記しました。

3種の無謀な使い方によつて事故は起きていると警鐘した

ものです。しかし、遊具として使うことがあるとは……。まさかの坂を転がり落ちたのです。推測するに、コロナ禍

で子供たちと遊びに行くこともままならず、手近にあったフォークリフトを使って喜ばせてやろうとの親心だったのでしょうか。悔やまれます。

「親心は時に危険の感受性をマヒさせる」と強く訴えたいです。

2件の事故の共通点は、会社兼住宅の敷地で、会社の機械を使用している際に発生したことです。過去、事業主の

子供が自宅兼工場の「簡易リフト（エレベータ）」で死亡した事故の記憶がありましたが、扉のない簡易リフトの乗り込み、起動ボタンを押して昇降させた際に、搬器と壁に挟まれました。20年以上前の話です。その頃は、安全基準（内外扉・

柵、ロック・リミット装置等）に達していない簡易リフトを小規模事業場でよく見かけました。今、これらの機械は改善済みでしょうか。

### スライド1：除雪機に巻き込まれる

1. 日時 R3.1.3. 13時頃
2. 被災 小学生（9歳）死亡
3. 業種 不明
4. 発生状況

報道によると、K市の会社（兼住宅）の駐車場で、この家に住む男児が手押し式の除雪機に巻き込まれ、脳挫傷で死亡。

男児は父親らが除雪作業をしているそばで雪遊びをしていた。父親が除雪機のエンジンをかけたまま数分間、目を離した際に巻き込まれたらしい。



### スライド2：リフトから振り落とされる 写真は模型を使ってのイメージ

1. 日時 R3.1.4 15時頃
2. 被災 小学1年（6歳）死亡
3. 業種 中古車販売業
4. 発生状況

報道によると、M市の会社（兼住宅）の駐車場で、この家に住む女児がフォークリフトに轢かれて死亡。

父親がフォークリフトの2本のフォークを閉じ、子供（姉妹：10歳と6歳）を乗せて、遊園地にある「回転コーヒーカップ」の様にして遊んでいたところ、誤って振り落とし轢いたらしい。



イラストは昨年8月号に掲載。写真は模型を用いて状況を表現しました。

（厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より）

住居兼用の事業場で働く皆さんには、未来を担う子供達の安全に十分な関心をもつて、万全の対策を講じて欲しいと切に願っています。

## 会社（兼住宅）の駐車場で子供の事故が続く